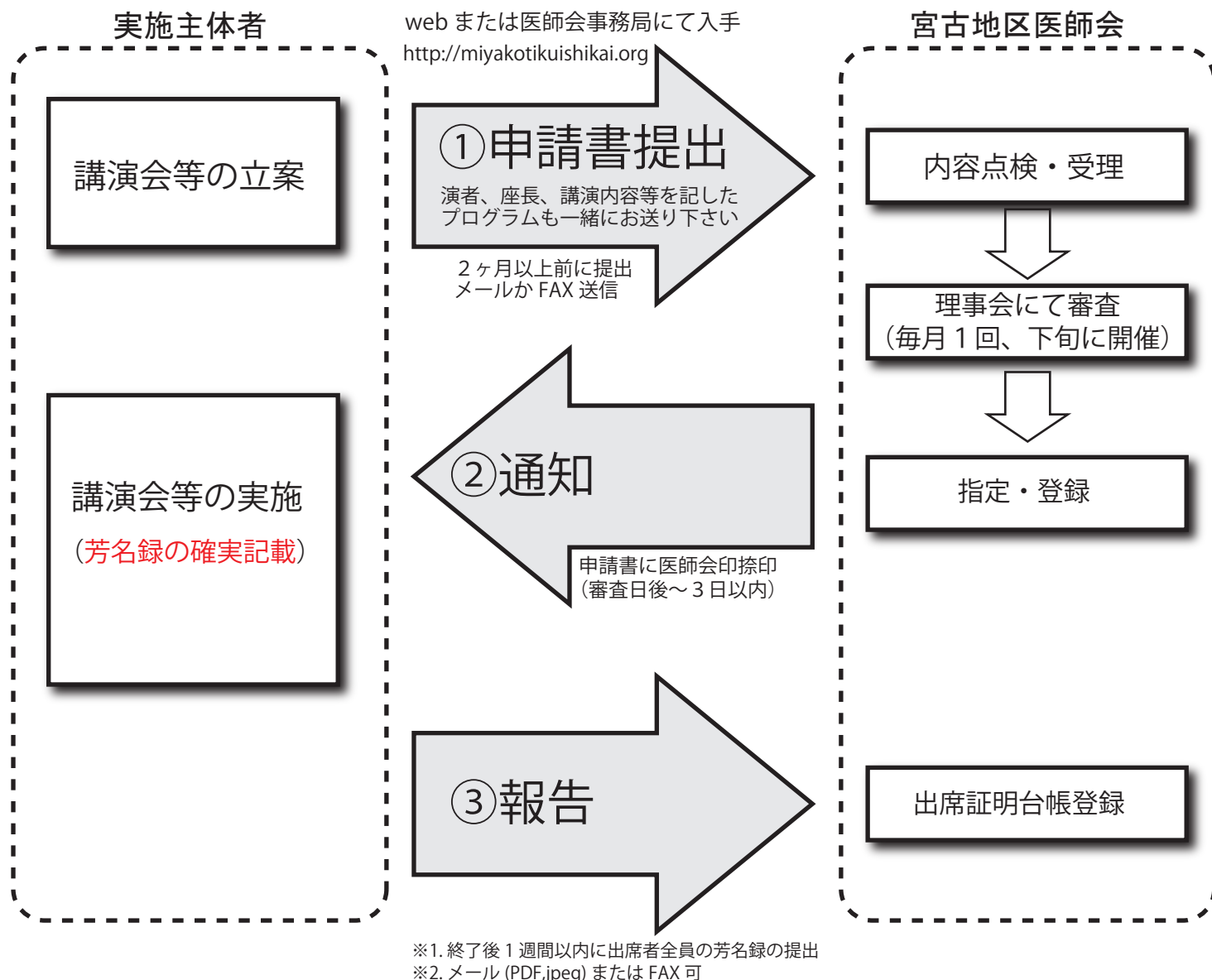


講演会等実施までの流れ（実施主体者向）

共催依頼の場合



※本会に申請いただく場合は下記事項にご留意下さい。

ア) 医師及び医療関係者を対象とする講演会とします。

イ) 特定の医療機関の囲い込みとなるような企画は認められません。

ウ) 企業の宣伝・営利目的が強い講演は認められません。

審査の結果、必ずしも指定されるとは限りませんので予めご了承下さい。